

# 高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

### 目次

告 示		ページ
○県統計調査の実施	(統計分析課)	1
○救急病院の認定	(医療政策課)	1
○保安林の解除予定の通知	(治山林道課)	1
○道路の供用開始	(道路課)	1

### 告 示

#### 高知県告示第958号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

令和3年11月12日

高知県知事 濱田 省司

- 調査の名称  
高知県商品流通調査
- 調査の目的  
県内外の地域間における商品の流通状況を把握し、基準年の高知県産業連関表を作成するための基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
  - 地域  
県内全域
  - 単位  
事業所
  - 属性  
県内の製造事業所のうち、知事が別に定める商品流通調査品目表に掲げる322品目を生産している事業所
- 報告を求める事項及びその基準となる期間
  - 報告を求める事項
    - 事業所の名称
    - 事業所の所在地
    - 事業所における生産品目
    - 生産品の自工場生産額
    - 自工場生産額のうち自工場消費額
    - 自工場生産額のうち輸出向け出荷額
    - 自工場生産額のうち国内向け出荷額
    - 国内向け出荷額の消費地別構成比
  - その基準となる期間

報告を求める年の前年の1月から12月までの1年間

5 報告を求める者

(1) 数

419事業所

(2) 選定方法

工業統計調査及び経済産業省生産動態統計調査の名簿及び個票から、調査品目別に県内シェアの約80パーセントを超えるように、出荷額又は生産額が大きい順に事業所を選定する。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

県から報告者に直接報告を求める。

(2) 調査方法

郵送による調査

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

5年

(2) 調査の実施期間

報告を求める年の11月下旬から12月下旬まで

#### 高知県告示第959号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

令和3年11月12日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
独立行政法人地域医療機能推進機構高知西病院	高知市神田317番地12号	令3・11・1	令6・10・31

#### 高知県告示第960号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年11月12日

高知県知事 濱田 省司

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
宿毛市橋上町楠山字笹平山1163の12、1163の32（以上2筆国有林）
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 解除の理由  
指定理由の消滅

#### 高知県告示第961号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和3年11月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年11月12日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 宿毛津島
- 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
宿毛市橋上町楠山字弘島山425番1から宿毛市橋上町楠山字弘島山1161番1まで	164	令和3年11月12日